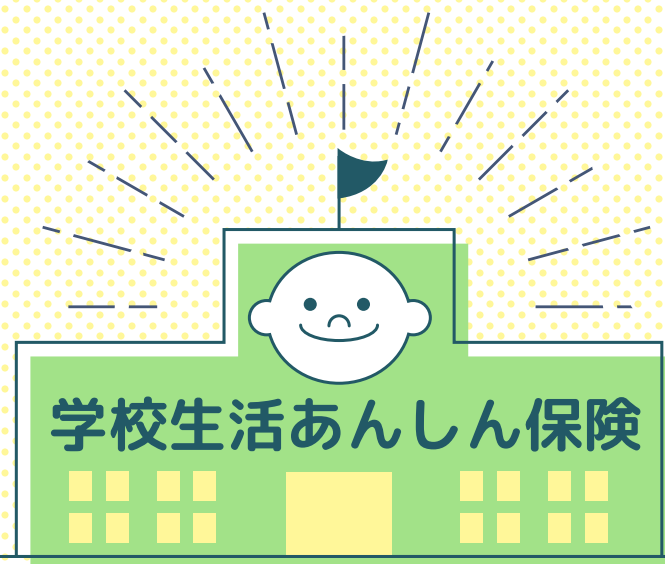




月額 **200円** から！



傷害保険+親子のための就学トラブル相談保険

◇◇◇ **こどもの成長を見守る親に寄り添う保険** ◇◇◇

こどもに幸せになってほしい！

こどもの個性は十人十色。

どこに相談したらよいか分からない

悩みの糸口を探されている親御様の助けになれるように

開発した新しい保険です。



お子様のことで、次のようなことが気になっていませんか？

お友達にケガをさせる！

癩癩で人を叩いたりする
特定の子を泣かせてしまう



賠償責任補償
保険金



対人トラブル相談
費用保険金



転校費用保険金

迷子になっても平気！

名前を呼んでも振り向かない
1人で遊ぶことが多い



山岳遭難・捜索救助
費用保険金



対人トラブル相談
費用保険金

ケガして物を壊す！

手先が不器用、運動が苦手！
姿勢の崩れがみれる！



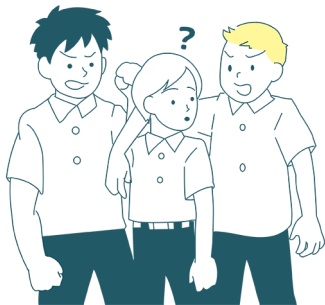
対人トラブル相談
費用保険金



身の回り品損害
費用保険金

空気が読めない！

友達を怒らせてしまう
同年齢の友達ができない



対人トラブル相談
費用保険金



転校費用保険金

集団の中でトラブルになる

学校に行きたくないと言い始めた
学校から改善を求められた



対人トラブル相談
費用保険金



転校費用保険金

自分達では解決できない！

集団生活でのトラブルが進んだ
他の人から改善を求められた

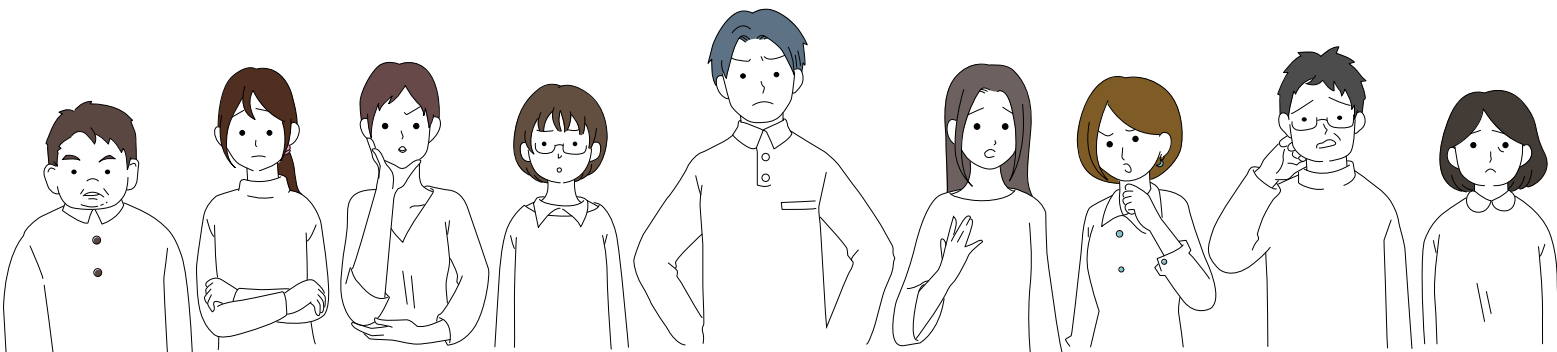


対人トラブル相談
費用保険金



弁護士委任前相談保険金
弁護士委任費用保険金

学校にいきたがらなくなっちゃった…
どうしたらいいの…？



そんなときに、この保険！

6つの補償

学校にご相談したあとにも続く不安の解消につながる補償を心掛けて設計しました。

- ① お子様に癩癩を起しやすい等の特性があり、思いがけずにお友達の物を壊したりお友達を気づ付けた際の万一に備えて賠償責任補償保険金、お子様の個性が引き起こすことで大きな問題にならないように事前の相談先を増やす目的として対人トラブル相談保険金、そしてお子様の居場所を確保を目的とした転校費用保険金が、主となる契約になっています。
- ② お子様の特性に運動の苦手さがあつたりする際にケガとともに壊れた身の回り品を修理する費用を補償する身の回り品損害費用保険金、そして気が付いたらなくなる等の特性をお持ちのお子様は親御様の目の届かない所属している集団でのキャンプや山登り等で道に迷われた際に 捜索する山岳遭難・捜索救助費用保険金を付けることができます。
- ③ 親御様の様々な努力のうえで何ら解決の糸口が見つからず、法的な問題にまでに発展することの備えとして弁護士委任前相談費用保険金 及び弁護士委任費用保険金を選んで付けることができます。

主となる契約



賠償責任
補償保険金

お子様が何らかの理由で、人の物を壊したり、お友達にケガを負わせてしまったりした場合の損害賠償費用を支払うものです。

最大1000万円
(免責3万円)



対人トラブル
相談保険金

お子様に気がかりな点があり、学校に相談したうえで、状況を打開すべく臨床心理士等の専門家に相談したり、または子供自身が親に知られたくないことを臨床心理士等の専門家に相談するといった費用を支払います。

最大5万円



転校費用保険金

お子様が何らかの理由で学校にいけなくなって、熟慮した結果、転校又はフリースクール等に移った際の費用を転校として支払います。

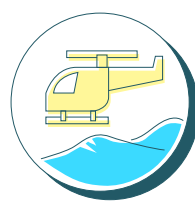
定額10万円



身の回り品損害
補償保険金

ケガをしやすいお子様が、ケガをされる際に壊れてしまった身の回り品を修理する費用を補償します。なお、補償の対象となる身の回り品は約款及び重要事項説明書でご確認ください。

最大10万円
(免責1000円)



山岳遭難・捜索
救助費用保険金

キャンプなどの山のアクティビティに出かけられた際にお子様が見当たらず、警察に届出をして捜索した際に、その費用を支払います。

最大300万円
(免責3万円)



弁護士委任前相談保険金
弁護士人費用保険金

子供の状況を打開するために、学校に相談し、行政に相談し、カウンセラー等に相談するといった親として取り組まれる選択肢の一つとして、弁護士への相談または委任した際の費用をお支払いたします。

相談 最大10万円 (免責10%)
委任 最大200万円 (免責10%)

また、お申し込みの皆様にはスマホセキュリティアプリをサービス！



こどものスマホセキュリティアプリ

ネットいじめやSNSトラブルなどネットとらぶに関連の対策としてスマホセキュリティ『Fili』をご利用いただけます。

※『Fili』については、『Fili 公式ページ <https://www.fili.net/>]よりご確認ください。

※『Fili』の使用をご希望の方は、当社保険申込日の翌日以降、当社HPの「ご契約者様専用サイト」からお手続きください。

料金表（月払）

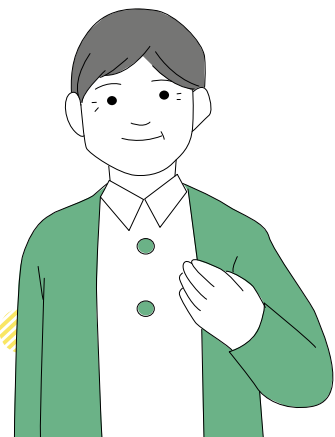
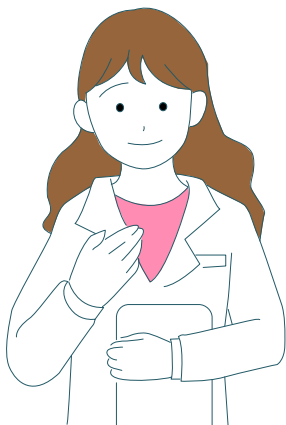
| | 基本プラン | ケガ物損 CAMP 迷子セット | 弁護士 万ーセット | フルセット |
|---------------------------------------|-------------|--------------------|--------------|-------------|
| 対人トラブル相談費用保険金 転校費用保険金 賠償責任補償保険金 | ◎ ◎ ◎ | ◎ ◎ ◎ | ◎ ◎ ◎ | ◎ ◎ ◎ |
| 身の回り品損害費用保険金 山岳遭難・捜索救助費用保険金 | | ◎ ◎ | | ◎ ◎ |
| 弁護士委任前相談費用保険金 弁護士委任費用保険金 | | | ◎ ◎ | ◎ ◎ |
| 小学生 | 280円 | 480円 | 670円 | 870円 |
| 中学生 | 340円 | 540円 | 590円 | 790円 |
| 高等学校 | 200円 | 400円 | 330円 | 530円 |



スマホセキュリティアプリ

※当社のサービスです。無料でご利用いただけます。
 ※当社保険申込日の翌日以降、当社HPの「ご契約者様専用サイト」からお手続きください。
 なおアプリの使用は責任開始日以降になります。

どこに相談をしたら良いのか分からない保護者の方へ
 相談先のご案内も可能です。





補償の詳細については次のとおりです。

| 名称 | 保険金額 | 支払事由 | 保険金受取人 |
|--|---|---|--|
| 対人トラブル相談費用保険金 (親子のための就学トラブル相談保険) | 最大5万円 | 1. 保険事故後(注)に、保険契約者または被保険者が当社が定めるカウンセラーに 対人トラブルに関する相談(電話、FAX、電子メール、SNS等を含む。)を行 った場合に、その費用(相談費用及び助言支援費用、電話代の通信費、ま たは対面等のための交通費を含む。)を保険金として支払います。なお、カウ ンセラーにおける相談とは、保険契約者または被保険者の心情を汲み取るこ とを主とし、状況を変化させられる助言または研修、心情のコンディションを整 える支援、または、学校に通えるようにする支援のことをいいます。 (注)被保険者が責任開始日以降に「いじめ、長期欠席、自殺(自殺未遂は含み ません。)」の事象に遭遇し、保険契約者が、その件に関して、学校、法務局 、または警察等の公的機関に相談することを当社が保険金を支払う「保険事故 」と定義します。 2. 保険契約者が記載した保険事故の相談報告書と当社が定めるカウンセラーから の報告書類等の提出をもって保険金の支払い可否を判断し、保険金を支払いま す。 3. 保険契約者が当社に要望し当社が承認した場合に限り、相談したカウンセラー に保険金を直接支払います。 4. 支払われる保険金額については、親子のための就学トラブル相談保険普通保険 約款別表2の支払額、1保険期間の支払限度額、更新期間を通算した限度額、 支払項目、支払内容に限りです。 | 保険契約者 |
| 転校費用保険金 (親子のための就学トラブル相談保険) | 定額10万円 | 1. 保険事故後に、被保険者が転校(別の学校への転校、引越しによる転校、自宅 におけるIT等を活用した学習活動、フリースクール等を含む。)を学校から 認められた場合、または自主的に退学した後に別の高等学校に再入学した場 合に、定額の保険金を支払います。 2. 保険契約者が記載した保険事故の相談報告書、学校からの転校に関する書類、 または、これらに準ずる書類をもって保険金の支払い可否を判断し、保険金を 支払います。 3. 支払われる保険金額については、当社が定める支払額、1保険期間の支払限度 額、更新期間を通算した限度額、支払項目、支払内容に限りです。 | 保険契約者 |
| 賠償責任補償保険金 (傷害保険) | 最大： 1,000万円 免責額： 3万円 | 被保険者および被保険者と生計を共にする同居の親族が、責任開始日以後に、次 の1および2に掲げる日本国内で事故によって、被保険者および被保険者と生計 を共にする同居の親族が他人(注1)の身体の障害(注2)または他人(注1)の財物の 損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対し て賠償責任補償保険金を支払います。 1. 被保険者および被保険者と生計を共にする同居の親族の日常生活に起因する不 慮の事故 2. 被保険者および被保険者と生計を共にする同居の親族の居住の用に供される保 険証券記載の住居(敷地内の動産を含みます)の所有・使用または管理に起因す る不慮の事故 (注1)本約款においては、第2条(被保険者およびその範囲)に定める被保険者以 外の者をいいます。 (注2)本約款においては、傷害、疾病、特定重度障害または死亡をいいます。 | 被保険者 および 被保険者と 生計を共にする 同居の親族 |
| 山岳遭難・ 捜索救助 費用保険金 (傷害保険) | 最大： 300万円 免責額： 3万円 | 被保険者が、責任開始日以後に、日本国内での山岳において遭難したと警察に認 定され、実施された山岳遭難・捜索救助費用の内、公的機関や公的機関から委嘱 された民間機関等から請求された費用で、被保険者が負担することが相当と認め られた次のいずれかに該当する損害が発生した場合に保険金を支払います。 1. 被保険者の捜索・救助活動に従事した人の人件費や日当等 2. 被保険者の捜索・救助活動に従事した人の装備費、保険料、交通費、食糧費等 3. 被保険者の捜索に従事したヘリコプター等の運航に係る費用等 | 被保険者 |
| 身の回り品 損害費用 保険金 (傷害保険) | 最大： 10万円 免責額： 1千円 | 被保険者が、責任開始日以後に、日本国内において不慮の事故によって身体に傷 害が発生する事由において、身の回り品に発生した損害に対して保険金を支払いま す。なお、身の回り品とは、被保険者が所有する、日常生活において携行できる 生活用動産であり、保険価額が30万円以下のものをいいます。具体的には、 時計、カメラ、テント、鞆等です。ただし、次に掲げる物は、保険の対象になり ません。 1. 船、航空機、自動車、原動機付二輪車および三輪車等、雪上オートバイ、リュ ージュ、ボブスレー、スケルトンゴーカート、自転車、スカイダイビング、ハ ンググライダー、パラグライダー、超軽量動力機、ジャイロプレーン、サーフ ボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 2. コンタクトレンズ、眼鏡、義歯、義肢、その他これらに準ずる物 3. 衣類、靴、靴下、手袋、紐、その他これら消耗品に準ずる物 4. 動物および植物 5. 金銭、有価証券、手形、小切手、定期券、印紙、切手、鉄道・船舶・航空機の 乗車券、宿泊券、観光券及び旅券、通帳、預金自動支払機カード、預金証書ま たは貯金証書、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、磁気媒 体とそのソフト、その他これらに準ずる物 6. 稿本、設計書、図案、帳簿、その他これらに準ずる物 | 被保険者 |
| 弁護士委任 前相談費用 保険金 (親子のための就学 トラブル相談保険) | 最大10万円 自己負担割合 免責： 相談費用の10% | 1. 保険事故後に、保険契約者または被保険者が弁護士相談を行った場合当社が定 める費用(電話代等の通信費または、対面等のための交通費を含みます。)を 保険金として支払います。 2. 弁護士委任前相談は、保険契約者が記載した保険事故の相談報告書と弁護士から の報告書類等の提出をもって保険金の支払い可否を判断し、保険金を支払いま す。 3. 弁護士相談の保険金支払の都度、自己負担額は保険金受取人の負担になります。 4. 保険契約者が当社に要望し、当社が承認した場合に限り自己負担割合相談費用 を除いた額を相談した弁護士に保険金を直接支払います。 5. 日本弁護士連合会に所属する弁護士に限りです。ただし、業務停止中の弁護士 は除きます。 6. 日本の裁判所で行う裁判及び日本の法律に則るものに限りです。 7. 支払われる保険金額については、当社が定める支払額、1保険期間の支払限度 額、更新期間を通算した限度額、支払項目、支払内容に限りです。 | 保険契約者 |

| 名称 | 保険金額 | 支払事由 | 保険金受取人 |
|--|--|--|---------------|
| 弁護士委任費用保険金 <small>(親子のための就学トラブル相談保険)</small> | 最大200万円 ただし、着手金方式において経済的利益が計算できない場合は最大60万円 免責：委任費用の10% | <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険事故後に、弁護士委任前相談費用保険金の支払い対象となる相談を行った後に、保険契約者または被保険者が弁護士委任を行った場合は、当社が定める費用を保険金として支払います。 2. 弁護士を委任した際の弁護士報酬は、着手金方式または時間報酬制方式のいずれかの方式に対して保険金を支払います。なお、着手金方式と時間報酬制方式の併用はできません。 3. 弁護士報酬における着手金方式は、着手金、日当、実費を支払います。 4. 弁護士報酬における時間報酬制方式は、1時間当たりの委任事務処理単価である2万円に、その処理に要した時間（移動に要した時間を含む。）を乗じた額によって計算された額と実費を支払います。 5. 裁判外の委任における時間報酬制方式に関して、終了時期が明確でない場合は、保険契約者または被保険者が弁護士と最後に打ち合わせを行った日から90日経過した日の翌日をもって委任は終了したものとします。 6. 弁護士委任費用保険金は200万円を限度として支払いますが、着手金方式において経済的利益が算出計算できない場合は60万円を限度とします。 7. 弁護士委任の保険金支払の都度、自己負担額は保険金受取人の負担になります。 8. 保険契約者が記載した保険事故の相談報告書と弁護士からの報告書類等の提出をもって保険金の支払い可否を判断し、保険金を支払います。 9. 保険契約者が当社に要望し、当社が承認した場合に限り自己負担割合委任費用を除いた額を委託した弁護士に保険金を直接支払います。 10. 日本弁護士連合会に所属する弁護士に限り、ただし業務停止中の弁護士は除きます。 11. 日本の裁判所で行う裁判及び及び日本の法律に則るものに限ります。 12. 支払われる保険金額については、当社が定める支払額、1保険期間の支払限度額、更新期間を通算した限度額、支払項目、支払内容に限ります。 | 保険契約者 |
| こどものスマホセキュリティアプリ Filii <small>(スマートフォンセキュリティアプリ)</small> | 24時間 365日 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 人手を介さずに24時間365日危険から子どもを見守るシステムが付与されています。 2. 保険契約者および被保険者の端末におけるサービス・アプリにて会話の内容を分析して、保険契約者および被保険者の携帯にアラートを通知します。 3. アラート作成は、悪口、いやがらせ、無視、暴力、不当な要求、わいせつ、出会い系、未成年の禁止行為、違法行為、薬物、生命の危機などについて作成されます。 4. このサービスについては、被保険者の同意が必須です。よって、保険契約者および被保険者の事前の話し合いが必要になります。 5. 利用は、携帯電話などの購入時にアプリを保険契約者および被保険者に入れて頂くことになります。なお、保険契約者は導入を選択することができます。 6. 悪用されないように対策がされています。 | 保険契約者 被保険者 |

保険料の払込等

保険料の払込については、次の内容にて引受けています。

| | |
|--------------|-----------------------------------|
| 契約年齢 | 満1歳～満17歳まで |
| 保険期間・保険料払込期間 | 1年 |
| 更新の取扱 | お子様が18歳に達する学校等の教育機関の事業年度末まで補償します。 |
| 保険料払込回数 | 月払 |
| 保険料払込方法 | クレジットカード払 |
| 診査 | 告知扱 |

責任開始日および保険期間

1. 当社は、第1回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込の承諾をもって、保険契約上の責任を負います。
2. 当社は、保険契約の申込を行った日からその日を含めて90日目に第1回保険料相当額をクレジットカードにより払込んでもらい、その翌日に保険契約の申込の承諾をします。
3. 当社は、保険契約の申込を承諾した日が、保険契約上の責任を開始する日であり、契約日になります。
4. 当社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を保険契約者に交付し、これをもって承諾の通知とします。
5. 保険契約は、当社が前項の承諾の通知を発した時に成立するものとします。
6. 当社の保険期間は契約日からその日を含めて1年間です。

！ 保険金をお支払いしない場合

本保険において、保険金を支払わない場合は次のとおりです。

(1) 免責事由は次のとおりです。

| | |
|---|--|
| 対人トラブル相談費用保険金 弁護士委任前相談費用保険金 弁護士委任費用保険金 転校費用保険金 | 次のいずれかにより支払事由に該当したとき <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険契約者または被保険者の暴力行為またはいじめ行為 2. 保険契約者または被保険者の犯罪行為または闘争行為 3. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事または暴動(注1) <small>(注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます</small> 4. 国または公共団体の強制執行または即時強制 5. 被保険者とその親族(注2)との間で生じた紛争 <small>(注2) 6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます</small> |
|---|--|

| | |
|-----------------------------------|--|
| <p>身の回り品 損害費用保険金</p> | <p>被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)被保険者の薬物依存 (2) 保険契約者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の故意または重大な過失 (4) 被保険者の自殺行為、犯罪行為、または闘争行為 (5) 被保険者の精神および行動の障害を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 戦争その他の変乱 (9) 地震、噴火または津波 (10)核燃料物質(注1)もしくは核燃料物質(注1)によって汚染された物(注2)の放射性、爆発物その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故 (注1)使用済燃料を含みません。(注2)原子核分裂生成物を含みます。 (11)(8)から(10)までのいずれかの事由に随伴して生じた事故、またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 (12)(10)以外の放射線照射または放射能汚染 (13)保険の対象の欠陥 (14)保険の対象の自然の消耗または劣化または性質による錆、カビ、変質、変色、発行、発熱、ひび割れ、肌落ち、その他これらに類似の事由、またはネズミ食い、または虫食い等 (15)保険の対象の擦り傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷または保険の対象の汚損であって保険の対象の全体の機能に支障をきたさない損害 (16)偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気事故または機械的事故 (17)保険の対象である液体の流出 (18)保険の対象の置き忘れまたは紛失 (19)磁気テープ、磁気ディスク、USBメモリ、SDカード等の持ち運びが容易な記録メディア、またはその他これらに準ずる方法により情報を記録しておく機器に記録された情報の損害 (20)楽器の弦の切断または打楽器の打皮の破損 (21)楽器の音色または音質の変化 (22)他人から預かっている財物 |
| <p>山岳遭難・捜索 救助費用保険金</p> | <p>被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失(注) (注)重大な過失の例としては、入山規制区域などに自らの意思で赴き、遭難すること、または発作の危険性がある持病をもっているにも関わらず、自らの意思で山岳登攀を行い、遭難する損害が被るとをいいます。 (2) 保険金受取人の故意または重大な過失 (3) 被保険者の自殺行為または犯罪行為 (4) 被保険者の精神および行動の障害を原因とする事故 (5) 戦争、その他の変乱 (6) 地震、噴火または津波 (7) 核燃料物質(注1)もしくは核燃料物質(注1)によって汚染された物(注2)の放射性、爆発物その他の有害な特性またはこれらの特性による事故(注1)使用済燃料を含みません。(注2)原子核分裂生成物を含みません。 (8) 日本国外における山岳遭難・捜索救助 |

- (2) 免責事由ではなく、当社が保険金を支払わない場合は次のとおりです。
- ①契約日の前日までに、被保険者が「いじめ、長期欠席、自殺」の事由に遭遇していた場合、または保険契約者が「いじめ、長期欠席、自殺」の事由に対して学校、法務局、または警察等の公的機関に相談していた場合は、当社は原則として保険金を支払いません。
 - ②保険事故が発生する前に、カウンセラーへの相談、弁護士相談、弁護士委任、転校を行っていた場合は、当社は原則として保険金を支払いません。
 - ③被保険者および保険契約者が、故意または重過失により事実の表示をしない、もしくは不実の告知または不実の表示（改ざんを含みます。）を行った場合は、保険金を支払いません。
- (3) 免責事由でも、当社が保険金を支払う場合は次のとおりです。
- ①被保険者が遭遇するいじめ、長期欠席、自殺の事故において、加害者と被害者に関する事実判断について慎重を期す必要があり、被保険者が事実とは異なり真の加害者ではないにも関わらず加害者として扱われていたこと等が判明した場合、被害を受けた被保険者として 保険金の請求、親子のための就学トラブル相談保険普通保険約款第10条(保険金の請求、支払の手續き)に基づき、対人トラブル相談費用保険金、弁護士委任前相談費用保険金、弁護士委任費用保険金、転校費用保険金において該当する保険金を支払います。
 - ②被保険者が、地震、噴火または津波により身の回り品損害費用、山岳遭難・捜索救助費用に該当した場合において、これらの事由より保険金の支払が免責された被保険者数が本保険契約の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当社は、その程度に応じて保険金の全額またはその一部を削減して支払います。

まごころ少額短期保険株式会社

〒244-0805 神奈川県横浜市戸塚区川上町87-1
ウェルストン1ビル3階

お客様相談窓口

0570-550-514

電話受付時間 平日10:00～17:00

(土日休日 年末年始は休ませていただきます)

<https://www.magocoro-ins.com>

お問い合わせ先